

配偶者は常に相続人

⑩ 分かりやすい「相続と遺言」のお話

目指せ！お金の達人



富山県金融広報委員会
金融広報アドバイザー

坂野上 満

2015年に相続税の基礎控除が引き下げられ、相続への関心は高まったのではないだろうか。しかし相続は十人十色。書籍などを読んでもなかなかピンとこないかもしれません。そこで今回は相続や遺言について説明します。

Q 相続は誰が対象？

A は、民法に定められています。死亡した人の財産債務を引き継ぐ人（相続人）について規定があり、配偶者は常に相続人に該当するとされています。これに加え、死亡した人の子（第1順位）が該当し、子がいない場合は親（第2順位）、子も親もいなければ兄弟姉妹（第3順位）が該当することになります。

Q 相続人がもらえる額は？

A 子がいる場合、配偶者と子で全体の2分の1ずつ（子の分は頭数で等分。次の親や兄弟姉妹も同じ）となります。子はおらず親がいる場合、配偶者が3分の2、親が3分の1、子も親もおらず兄弟姉妹がいる場合は配偶者が4分の3、兄弟姉妹が4

分の1となります。配偶者の相続分は第1順位の場合、2分の1で、そこから分子・分母とも1ずつ足していくことで第2順位、第3順位の相続分が求められるので、それ以外の部分の子や親、兄弟姉妹の分と覚えておけばいいでしょう。

Q 相続人の誰が具体的に何を引き継ぐのかはどうやって決まる？

A 相続人全員で話し合っ決めていくことになります。話し合いの内容を記した書類を遺産

分割協議書といい、不動産の名義変更の際などに必要となります。

Q 遺言の種類について教えてください。

A 生前に財産を誰に引き継がせるかを指定する方法として遺言が挙げられます。遺言によって相続人以外の人に財産を引き継がせることもできますが、遺言に指定された人はそれを放棄することもできます。

遺言には全部を自分で書いて保管しておく「自筆証書遺言」、内容を秘密にしたまま（ワンプロ・代筆可。署名のみ自分で行う）保管し、その存在だけを公証人に証明してもらう「秘密証書遺言」、公証人に作成・保管してもらう「公正証書遺言」の三つがあります。自筆証書遺言と秘密証書遺言は作成者の死後、家庭裁判所に持ち込み開封してもらう（検認）必要が

あります。

なお自筆証書遺言は2020年7月から法務局で保管する制度ができたので、これを利用する方法もあります。その場合、検認は不要です。

Q 遺留分って何？

A 遺言は死亡した人が生前に自分の財産の引き継ぎについて指定したものですから、その内容は最大限尊重されます。ただ、相続人の権利を著しく侵害する内容があった場合に備え、兄弟姉妹を除く相続人にはそれぞれの法定相続分の原則2分の1を引き継ぐ権利が定められています。これを遺留分といいます。遺言の執行後、遺留分の権利を有する相続人が家庭裁判所に遺留分侵害額請求を行うこととなります。（税理士）

相続順位と財産の割合

